



Insurance

IFRS Newsletter

Issue 50, November 2015

「IASBは、デュー・プロセスにおける検討事項、生じる可能性のある整理論点、ドラフト作成に加えて、少数の専門的分野の審議を残している」

— KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS 保険リーダー
Joachim Kölschbach

内容

測定モデルの比較	2
変動手数料アプローチから生じる論点	7
別表:IASBの再審議の要約	11
マイルストーンと今後のスケジュール	22

2015年11月のIASB会議の概要

2015年11月の会議において、IASBは、裁量権のあるキャッシュフローについて検討し、一般的な測定モデルと変動手数料アプローチの相違点を評価した。

測定モデルの比較

IASBは、一般的な測定モデルと変動手数料アプローチの類似点と相違点を分析し、両モデルを近づけて統合する必要はないと結論付けた。したがって、IASBはいずれのモデルも修正しないことを決定した。

裁量権のあるキャッシュフロー

一般的な測定モデルを適用する有配当契約のうち、保険契約者に対するキャッシュフローについて裁量権を有するものについて、IASBは、その裁量権のあるキャッシュフローの予想に変更があった場合の取扱方法を検討した。IASBは、IASBスタッフの提案に同意せず、追加的調査を実施するよう指示した。

変動手数料アプローチから生じる論点

IASBは、ユニットリンク契約に関連する一部の基礎となる項目を当期純利益を通じて公正価値で測定すること(FVTPL)を認める既存の例外規定の対象を直接連動の有配当契約に関連する基礎となる項目にまで拡大することで合意した。そのほか、新たな保険契約に関する基準書に移行する際の変動手数料アプローチの適用方法についても決定した。

プロジェクトの動向

IASBは現在、一般的な測定モデルと直接連動の有配当契約のための変動手数料アプローチの相違点の評価を含め、再審議事項の大部分を完了させている。IASBは、次回の会議において、一般的な測定モデルを適用する有配当契約の裁量権の取扱い及びデュー・プロセスの段階について引き続き審議する予定である。適用日については、公表日が定まってきた段階で審議する予定である。

測定モデルの比較

IASBは、一般的な測定モデルも変動手数料アプローチも変更しないことで合意した。

測定モデルの分析

論点

2014年の初め以降、IASBの再審議が進展していく中で、IASBは直接連動の有配当契約を測定するための変動手数料アプローチを導入した。このような決定を踏まえ、IASBは過去の会議で、有配当契約に関する再審議が実質的に完了次第、モデル間の相違点で解消可能なものを特定するため、一般的な測定モデルと変動手数料アプローチの相違点を分析することを表明していた。

2015年11月の会議において、IASBは両測定モデルの類似点と相違点を検討した。

IASBスタッフの検討結果によると、両測定モデルからは、保険契約について同じ測定結果が算出されることになる。ただし、以下の項目については異なる結果となる。

- 保険契約に組み込まれている保証に係る市場変数の変動による影響の認識
- 当初認識後の契約上のサービス・マージン(CSM)に適用する金利

以下の表は、IASBスタッフの分析を要約したものである¹。

相違点	一般的な測定モデル	変動手数料アプローチ
保険契約に組み込まれている保証に係る市場変数の変動による影響の認識	包括利益計算書上で認識	将来のサービスに対する手数料の変動の一部とみなし、以下のいずれかで認識 <ul style="list-style-type: none">- CSM- 当期純利益（企業がFVTPLで測定するデリバティブを使用して保証の金融市場リスクを低減している場合）
CSMに適用する金利	ロック・インされた割引率	現在の割引率

IASBは、両モデルの相違点を評価することによって、両モデルの相違点が必要なものか否か、あるいは修正を加えることでいずれの場合にも適用される単一の測定モデルを開発すべきか否かを検討した。

保険契約に組み込まれている保証

2015年6月、IASBは、どの契約に変動手数料アプローチを適用できるかを判定するために用いる一連の要件を設定することで合意した。このアプローチは、以下に該当する契約に適用される。

1. 契約上、保険契約者は基礎となる項目の明確に特定されたプールにおける確定された割合に関与することが明記されている。
2. 企業は、基礎となる項目からのリターンの重要な割合と同額を保険契約者に対して支払うと見込んでいる。

¹ 変動手数料アプローチを適用する保険契約のうち、当期簿価利回りアプローチによる表示が適用されるものについては、当期純利益またはその他の包括利益(OCI)での表示においても相違点がある。

3. 企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュフローの重要な部分は、基礎となる項目からのキャッシュフローに連動することが見込まれている²。

現行の変動手数料アプローチの適用範囲に基づくと、保険契約に組み込まれている金融保証（例：最低保証）のうち、保険契約者の観点からはアウト・オブ・ザ・マネーである保証が変動手数料アプローチの要件を満たす場合が起こり得る。ただし、その保証がイン・ザ・マネーである場合にはその要件を満たさない。このように、保険契約に組み込まれている金融保証が異なるアプローチで測定され得るという状況が起こりかねない。

変動手数料アプローチと一般的な測定モデルをより近づけるために、IASBは、保証がイン・ザ・マネーであると企業が見積っているか否かを問わず、最低保証の価値のすべての変動をCSMで調整するよう要求することも可能である。ただし、このような処理は、IASBが変動手数料アプローチを開発する契機となった契約の主要な特徴と整合しない処理となる。さらに、このような処理の修正により、当期簿価利回り(OPBY)アプローチも修正が必要となる可能性もある。

CSMに適用する金利

IASBスタッフは、一般的な測定モデルにおいてCSMに適用する金利を現在の割引率にすることを要求または許容した「場合に」生じることになるメリットとデメリットについて検討した。

一般的な測定モデルにおける現在の割引率の使用	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> - このモデルと変動手数料アプローチの相違点を最小限に抑える。 - 新たな保険契約に関する基準書と財務諸表の両方の複雑性を軽減する。 - 財務諸表作成者と財務諸表利用者がCSMの再測定のために理解する必要があるモデルは、2つではなく、1つだけとなる。 - 異なる保険契約にどのモデルを適用するかを判定するための基準を開発する必要がなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> - 一般的な測定モデルが複雑になる。 - 財務諸表作成者のCSMの再測定方法についての説明が困難になる。 - どの金利を使用すべきかを規定する必要性が高まる。
	<p>さらに考慮すべき事項</p> <p>現在提案されている一般的な測定モデルは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」と整合したモデルである。</p> <p>CSMの当初認識後の測定は、契約の未認識利益の再測定とみなすことができるが、同じ契約が今日発行された場合に生じるであろう利益と同じ測定結果になるとは限らない。</p>

IASBスタッフは、現在の割引率の使用は、以下の理由により、変動手数料アプローチにとって適切と考えられることも指摘した。

- 再測定した手数料は、基礎となる項目と直接連動しているため、理解しやすい形で説明が可能である。
- 企業と保険契約者が変動リターンを共有している場合には、手数料の再測定によって財務諸表利用者にとって目的適合性のある情報を提供することになる。

2 詳細な情報については、KPMGの刊行物「IFRS Newsletter: Insurance-Issue 46 グローバルな保険会社へ向けて」を参照。

IASBスタッフは、現在の割引率の使用を一般的な測定モデルを適用する契約にまで拡大すれば、それによる実質的なコスト及び複雑性はそれによって提供される情報の便益を上回るものになると考えた。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、IASBに以下を行うよう提案した。

- 変動手数料アプローチを変更「せずに」保険契約に組み込まれている金融保証を基礎となる項目に含めること
- 一般的な測定モデルにおいてCSMに適用する金利を現在の割引率にすることを要求も許容も「しない」こと

IASBの議論

一部のボード・メンバーは、理想の世界では、すべての保険契約に対して単一の測定モデルを適用することが望ましいと考えた。しかし、IASBは過去に、変動手数料アプローチに例外を設けることによる便益はすべての種類の保険契約の測定を整合的にする便益よりも重要であるという保険者のフィードバックに後押しされて、変動手数料アプローチに例外的な測定規定を設けた。

ただし、数名のボード・メンバーは、変動手数料アプローチの例外的な測定規定は、その適用範囲を広げ、有配当性を有するすべての契約にも適用すべきであると考えた。

一部のボード・メンバーは、一般的な測定モデルを適用するCSMの再測定に現在の割引率を使用しないことはIFRS第15号と整合していると述べた。そのボード・メンバーは、一般的な測定モデルにおいて現在の割引率を使用しても、CSMは将来キャッシュフローの現在価値を反映しないため、目的適合性を有していないと考えた。

その他数名のボード・メンバーは、一般的な測定モデルを適用するCSMは、現在の割引率を用いることによって、さらに複雑な問題を引き起こすことなく、会計上のミスマッチ及び異なるモデル間の不整合を削減することになるため、現在の割引率を用いて再測定すべきであると考えた。

IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に暫定的に同意した。

IASBは、一般的なモデルを適用する際、裁量権のあるキャッシュフローの予想に変更があった場合の影響をどのようにCSMに認識すべきかについて、決定を下さなかった。

裁量権のあるキャッシュフロー

論点

IASBスタッフは、一般的な測定モデルと変動手数料アプローチを比較する中で、一般的な測定モデルにおける裁量権のあるキャッシュフローの取扱いに関する規定を改善すべきか否かを検討した。一般的な測定モデルが適用される有配当契約には、企業が支払うことを見込むものの、その支払について企業が変更する裁量権を有しているキャッシュフローが含まれていることが多い。このようなキャッシュフローは、履行キャッシュフローに含めることになる。

ただし、IASBは、裁量権のあるキャッシュフローの予想に変更があった場合の取扱方法について、過去に明確にしていなかった。市場変数の変動とは異なる形で裁量権のあるキャッシュフローの変動を取り扱うには、裁量による変動を定義する必要がある。

IASBスタッフは、保険契約における裁量権のあるキャッシュフローの取扱いについて考え得る異なるアプローチを示した設例を提示した³。

これらの異なるアプローチによって、保険引受業務及び投資業務として認識される金額がそれぞれ異なることになる。なぜなら、それぞれの金額には、CSMの測定に影響を及ぼすことになる市場変数の変動の影響を計算する際に異なるキャッシュフローの変動が含まれるからである。IASBスタッフは、企業がそれぞれのアプローチについて説明することは可能であると考えたものの、企業間の比較可能性を確保するための原則は確立すべきであることを示唆した。

一般的な測定モデルの下で、裁量権のあるキャッシュフローを含む有配当契約を最も忠実に表現するものとIASBスタッフが考えたアプローチでは、企業が市況に基づくリターンから企業が留保することを見込むスプレッドを差し引いた額を、保険契約者に支払うことを約束しているものと仮定している。保険契約者への追加的なリターンの支払いは、企業の裁量によって行われるものとみなされる。

この分析では、CSMに認識すべき裁量の影響は、予想される裁量権のあるキャッシュフローの変動のうち、市況の変化の影響と相殺されるもの以外の変動であると考えられている。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、一般的な測定モデルの下でCSMに認識すべき裁量の影響は、予想される裁量権のあるキャッシュフローの変動のうち、市況の変化の影響と相殺されるもの以外の変動とすべきであると提案した。

IASBの議論

多数のボード・メンバーが、以下の理由を述べて、このスタッフの提案した取扱いを支持しなかった。

IASBスタッフがアジェンダ・ペーパーで示した設例では、損失の生じる契約の場合でもCSMが正值のまま表示されており、誤解を招くような結果が示されているように思われる。

その設例にはない別の状況下では、IASBスタッフの提案するアプローチによると、直観に反する結果が生じる可能性もある。

³ IASBのアジェンダ・ペーパー2A(2015年11月)の11ページを参照。

IASBの決定

IASBは、裁量権のあるキャッシュフローの取扱いについては、原則として他のキャッシュフローとは別の取扱いとすることに同意した。ただし、IASBはIASBスタッフの提案したアプローチには同意しなかった。IASBは、将来の会議において(そもそも意思決定が必要か否かを含めて)審議すべき事項について、追加的調査を実施するようIASBスタッフに指示した。

KPMGの所見

多くの企業は、一般的な測定モデルと変動手数料アプローチの両方を用いて保険契約を測定しなければならなくなる。なぜなら、多くの企業が発行する契約の中には、それぞれのアプローチの要件を満たす契約が存在するからである。このような企業は、それぞれのモデルの相違点及びその相違点が既存のシステムに及ぼすことになる影響を把握しなければならない。

例えば、会計方針の選択によって割引率の変動の影響を当期純利益で表示しているか、その他の包括利益(OCI)で表示しているかを問わず、一般的な測定モデルを適用する契約については、移行当初の過去の割引率を把握することが必要になるが、変動手数料アプローチを適用する契約についてはその必要はない。したがって、企業はいずれにしろ、過去の割引率を把握するためのシステム変更を行わなければならなくなる。

変動手数料アプローチから生じる論点

IASBは、特定の基礎となる項目のための公正価値測定の特例規定の対象を、直接連動の有配当契約にまで拡大することを決定した。

ユニットリンク契約の特例規定

論点

公開草案では、以下のユニットリンク契約の基礎となる項目をFVTPLで測定することを認める提案が行われた。

- IAS第16号「有形固定資産」に基づき会計処理する自社保有の有形固定資産
- IAS第32号「金融商品：表示」に基づき会計処理する自己株式
- IFRS第9号「金融商品」に基づき会計処理する自己社債

これらの提案は、ユニットリンク契約の負債と基礎となる項目の間の会計上のミスマッチに対処することを目的としている。

IASBが別の規定を設けない限りは、これらの特例規定は、直接連動の有配当契約のうち、ユニットリンク型の契約に対してのみ適用されることになるが、必ずしも直接連動の有配当契約はユニットリンク型契約とは限らない。IASBスタッフは、以下の理由により、これらの特例規定はすべての直接連動の有配当契約に対して適用すべきであると考えた。

- 直接連動の有配当契約は、契約上基礎となる項目との連動性を有している。
- 会計上のミスマッチを削減することになる。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、直接連動の有配当契約の基礎となる項目であれば、以下の項目についても、資産をFVTPLで測定することを認める特例規定の対象に含めることを提案した。

- 投資不動産
- 関連会社に対する投資
- 自社保有の有形固定資産
- 自己社債
- 自己株式

IASBの議論

ボード・メンバーは、IASBスタッフの提案を支持し、スタッフにいくつか論点を明確にするための質問をした以外は、特段コメントをしなかった。

IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意した。

IASBは、変動手数料アプローチを適用する契約のための簡素化した遡及適用による移行アプローチを修正することを決定した。

簡素化した遡及適用による移行アプローチ

論点

2014年10月、IASBは以下の決定を下した。

- 新たな保険契約に関する基準書を適用する際に、企業は当該基準書をIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することとする。ただし、このような遡及適用が実務上不可能な場合は除く。
- 当該基準書の遡及適用が実務上不可能な場合には、企業は簡素化した遡及適用による移行アプローチを適用し、表示される最も早い期間の期首におけるCSMの測定値を遡及的に概算できるようにする。
- 簡素化した遡及適用による移行アプローチが実務上不可能な場合には、企業は表示される最も早い期間の期首時点のCSM(または損失額)を保険契約の公正価値と履行キャッシュフローの差額として算定することとする。

変動手数料アプローチを適用する契約に、簡素化した遡及適用による移行アプローチを適用しようとする企業は、当初適用日以前の各報告日時点の基礎となる項目の公正価値を過去に計上したことがなければ、事後的判断(hindsight)を用いずに「表示される最も早い期間の期首時点の」基礎となる項目の運用収益に対する持分の公正価値を算定できない可能性がある。

したがって、変動手数料アプローチを適用しようとする企業にとっては、過去の公正価値の情報を見積るには事後的判断を用いる必要があるため、簡素化した遡及適用による移行アプローチは実務上不可能な場合もある。ただし、それでも企業は以下を見積ることができるはずであるとIASBスタッフは指摘した。

- 契約提供に要するコスト純額の合計(残存する契約提供に要するコスト純額の現在の見積額に発生済コストを加算した額)
- 過去の期間に提供したサービスに対する手数料の累計額(契約の残存カバー期間と全カバー期間の比較により算定する)

IASBスタッフの提案

事後的判断の制約及び企業の見積可能な事項を踏まえ、IASBスタッフは、簡素化した遡及適用による移行アプローチを適用しようとする企業は、変動手数料アプローチを用いて会計処理する契約の「新たな保険契約に関する基準書の当初適用日現在の」CSMを、以下のように測定しなければならないと提案した。

基礎となる項目のリターンを公正価値合計から、以下を控除

- (発生済コストを反映する調整を行った後の)残存する契約提供に要するコスト純額の現在の見積額
- 過去の期間に提供したサービスに対する手数料の累計額(契約の全カバー期間に対する残存カバー期間の比較により算定する)

企業は、契約に対する手数料総額が表示される最も早い期間の期首以降変動していないことを前提に、当初適用日現在のCSMを調整することによって、比較期間のCSMを修正再表示することになる。

IASBは、保険契約に組み込まれている保証の価値の変動の当期純利益における認識は、将来に向かって行うものとすることを決定した。

IASBの議論

IASBは、この提案を支持した。この提案によるアプローチではCSMを過小計上する可能性があるが、IASBメンバーは考えたが、IASBは、この提案より良い解決策を見出すのは困難であると考えた。

IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意した。

移行時における保険契約に組み込まれている保証

論点

2015年9月、IASBは、変動手数料アプローチを適用する契約に組み込まれている保証の金融市場リスクを低減する目的でFVTPLで測定するデリバティブを使用している企業は、その保証の価値の変動(CSMで相殺されるものを除く)を当期純利益に認識することを選択できるものとすることを決定した。IASBが別の規定を設けない限りは、企業はこの選択による処理を遡及適用することになる。ただし、この選択による処理を適用する前に、企業はリスク管理の目的及びそのリスクを低減するための戦略を文書化することが必要となる。

IFRS第9号のヘッジ会計に関する規定を検討する際に、IASBは、ヘッジ関係の指定を事後的判断を用いずに遡及適用することは不可能であると結論付けた。したがって、IFRS第9号は、ヘッジ会計に関する規定を原則として将来に向かって適用することを要求している。

IASBスタッフは、IFRS第9号のヘッジ会計の文書化に関する規定と、保険契約に組み込まれている保証の金融市場リスクを低減する目的で使用されるデリバティブの文書化に関する規定には同様の考え方が当てはまることに気付いた。

IASBスタッフは、企業は以下の状況に置かれることになると考えた。

- 文書化の際には、新たな保険契約に関する基準書を適用することを前提にリスク低減戦略を規定することになるため、当該基準書の公表前に文書化を行うことは「できないはずである」。
- 当該基準書の公表後から発効前までの期間においては、文書化を行うことは「できる場合もある」。
- 当該基準書の当初適用日以降は、文書化を行うことは「できるはずである」。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、保険契約に組み込まれている保証の価値の変動を、新たな保険契約に関する基準書の当初適用日から将来に向かって当期純利益に認識するオプションを適用することを提案した。

IASBの議論

1名のボード・メンバーは、このような前提においては比較情報を事後的判断を用いて修正再表示することも認めるべきであると考えた。他のボード・メンバーは、それによって起こり得る結果を指摘し、比較情報を事後的判断を用いて修正再表示することを禁止するIFRS第9号の移行に関する根本原則と矛盾しない規定を望むことを表明して、賛成しなかった。

IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意した。

KPMGの所見

ユニットリンク契約に対して認めている、基礎となる項目である資産をFVTPLで測定するという例外規定をすべての直接連動の有配当契約に対して認めることによって、一部の企業では、CPBYアプローチを適用する場合よりも扱いやすい包括的な方法で会計上のミスマッチを削減することができる可能性もある。企業は当期純利益と資本の両方における会計上のミスマッチに対処できるようになる。

IASBは、引き続き新たな保険契約に関する基準書と他の基準書との整合性の問題に集中して取り組んでいる。このことは、変動手数料アプローチにおいて保険契約に組み込まれている保証の価値の変動を当期純利益に認識するオプションを将来に向かって適用することを要求する決定を下していることから明らかである。この決定は、事後的判断の使用を可能な限り制限するIFRS第9号及びIAS第8号の一般的な原則を反映したものである。

別表:IASBの再審議の要約

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
コメント募集した論点		
契約上のサービス・マージン(CSM)のアンロック	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去に損失を認識した後、見積りの有利な変動が生じた場合、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち、将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振戻しとなる範囲で、当期純利益を通じて認識する。 ■ 将来のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の過去及び現在の見積りの差は、CSMがゼロを下回ることはないという前提で、CSMに加減される。結果として、過去及び現在の期間のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動は、ただちに当期純利益に認識されることになる。 ■ 無配当契約について、以下に対して契約開始時点でロック・インされた割引率を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> - CSMに係る利息計上 - CSMを調整するキャッシュフローの現在価値の変動額の計算 ■ 企業は、以下を開示することとする。 <ul style="list-style-type: none"> - CSMの変動として会計処理している履行キャッシュフローの変動(変動手数料アプローチを適用している場合は除く) - 以下のいずれかにより、企業がCSMの残額を当期純利益で認識することを見込む時期に関する説明 <ul style="list-style-type: none"> • 適切な期間区分を使用した定量ベースの説明 • 定性的情報による説明 	<p>有</p> <p>有</p> <p>無</p> <p>有</p>
割引率の変動及び他の市場変動による影響をOCIで表示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、会計方針として、次のいずれかを選択できる。 <ul style="list-style-type: none"> - 割引率及びその他の市場の変動を、当期純利益とOCIとに分解する。 - 保険投資費用を、現在測定ベースを用いて当期純利益に表示する。 ■ 企業は、市場変数の変動によってもたらされたキャッシュフローの金額の見積りの変動を、包括利益計算書において割引率の変動と整合的に、同じ場所に表示する。 ■ 市場変数の変動によって生じた保険契約の測定の変動を当期純利益とOCIとに分解する目的は、保険投資費用を原価測定ベースを用いて当期純利益に表示することである。IASBは、原価測定ベースを用いて保険投資費用を決定する詳細な方法を特定しない。 ■ 適用ガイダンスを追加し、IAS第8号に従い、企業は、契約が含まれるポートフォリオ、保有する資産及び当該資産の会計処理方法を考慮して、類似する契約について一貫した会計方針を選択適用することを明確化する。 ■ 割引率の変動及び他の市場変数の変動による影響の表示に関連する会計方針の変更に対しても、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項が修正されずに適用される。 	<p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p>

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
割引率の変動及び他の市場変動による影響をOCIで表示(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が割引率の変動及び他の市場変数の変動による影響をOCIに表示することを選択した場合、以下を認識する。 <ul style="list-style-type: none"> - 当期純利益には、契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された利息費用を認識する。 - OCIには、報告日時点で適用される割引率を使用して測定された保険契約負債の金額と、保険契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された保険契約負債の金額との差を認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が割引率及びその他の市場変数の変動の影響をOCIで表示することを選択している場合、以下を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 原価測定ベースを用いて保険投資費用を算定するのに用いた方法に関する説明を開示する。 - 企業が、移行時に簡素化されたアプローチを使用してOCI累計額をゼロと測定している場合には、以下を行うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> • 新たな保険契約に関する基準書の適用範囲である契約に関連するものとして金融資産を指定する。 • その金融資産について、移行日及びその後の各報告期間において、OCI累計額の期首残高から期末残高までの調整表を開示する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ すべての保険契約ポートフォリオについて、企業は、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 現在の割引率を用いて算定された利息費用 - 当期中の割引率の変動による保険契約負債の測定額への影響 - 当期にCSMを調整する、将来キャッシュフローの見積りの変動の現在価値を、保険契約の当初認識時の割引率及び現在の割引率を用いて算定した場合の差 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PAAで会計処理される無配当契約については、企業が割引率の変動による影響をOCIで表示する場合、発生保険金に関する負債の利息費用を決定するために用いられる割引率は、保険金が発生した日におけるロック・インされた割引率である。これはPAAにおいて不利な契約に係る負債が計上される場合にも適用され、この場合、ロック・インされた割引率は不利な契約に係る負債が認識された日の割引率となる。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
保険契約収益	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料の情報が一般に理解されている収益の概念と一致しない場合には、企業は当該保険料の情報を包括利益計算書に表示してはならない。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は公開草案第56項から第59項、B88項からB91項に記載のとおり、保険契約収益を包括利益計算書に表示する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険契約資産または負債の構成要素に関する期首残高と期末残高の調整表 - 当期に認識された保険契約収益を算定する際に用いられたインプット - 当期に新たに認識された保険契約が財政状態計算書の金額に与える影響 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PAAで会計処理される契約においては、保険契約収益は時の経過に基づき認識される。ただし、予想されたリスクの解放パターンが時の経過に基づくものと著しく異なる場合には、保険契約収益は保険金及び給付金の発生が予想される時期に基づいて認識される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当期純利益に認識した収益から当期に受け取った保険料への調整を行うよう要求する公開草案の第79項の開示は、削除する。 	有
有配当契約		
変動手数料アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直接連動の有配当契約(すなわち、以下の要件を満たす契約)について、CSMは、企業が契約から稼得すると見込む変動手数料の見積りの変動に対してアンロックする。 <ul style="list-style-type: none"> - 契約上、保険契約者は基礎となる項目の明確に特定されたプールにおける確定された割合に関与することが明記されている。 - 企業は、基礎となる項目からのリターンの重要な割合と同額を保険契約者に対して支払うと見込んでいる。 - 企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュフローの重要な部分は、基礎となる項目からのキャッシュフローに連動することが見込まれている。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、直接連動の有配当契約の基礎となる項目である投資不動産、関連会社に対する投資、自社保有の有形固定資産、自己社債及び自己株式をFVTPLで測定することが認められる。 	有
CSMの当期純利益への認識	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時の経過に基づき、CSMを当期純利益に認識する。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
直接連動の有配当契約についてヘッジ活動から生じる会計上のミスマッチの会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が保険契約の評価に変動手数料アプローチを使用し、保険契約に組み込まれた保証から生じる金融市場リスクを軽減するためにFVTPLで測定されるデリバティブを使用する場合、保険契約に組み込まれる保証について履行キャッシュフローを使用して測定される価値変動を当期純利益に認識することができる。ただし、以下のすべての要件を満たす場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> - 当該リスク軽減が企業のリスク管理戦略と整合している。 - 保証とデリバティブの間に経済的相殺がある。すなわち、組み込まれた保証とデリバティブの価値またはキャッシュフローは、軽減されるリスクの変動に対して同様に反応するため一般的に反対方向に動く。企業は、経済的相殺を評価する上で会計上の測定の違いを考慮しない。 - 信用リスクが経済的相殺に影響を与えないこと。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は以下を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 保証の価値の変動を当期純利益に認識し始める前に、保険契約に組み込まれた金融市場リスクを軽減するためにデリバティブを使用するための、リスク管理目的とリスク管理戦略を文書化する。 - 経済的相殺がもはや存在しなくなった日から将来に向かって、保証の価値の変動を当期純利益に認識することを中止する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、当期純利益に認識している保証の価値の変動を開示する。 	有
市場変動から生じる変動の分解 - 経済的ミスマッチのない直接有配当契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約とその基礎となる項目との間に経済的ミスマッチがない契約については、変動を分解する目的は、以下の項目間で生じる当期純利益における会計上のミスマッチを解消するように保険投資費用を表示することであるように修正される。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険投資費用 - 当期純利益において原価ベースで測定される保有項目、すなわち、当期簿価利回りアプローチ(CPBY) 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ したがって、市場変数の変動から生じる契約の変動(すなわち、基礎となる項目の公正価値の変動)と保険投資費用との差額はOCIで認識される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記の場合、経済的ミスマッチは存在しない。 <ul style="list-style-type: none"> - 契約が直接連動の有配当契約である場合。すなわち、企業は保有契約者に基礎となる項目の公正価値を支払う義務があるため、変動手数料アプローチを適用する場合 - 企業は、選択もしくは強制的に、基礎となる項目を保有する場合 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が当期簿価利回りアプローチへの、または当期簿価利回りアプローチからの変更を要求される場合、以下を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> - OCI累計額の期首残高を修正再表示しない。 - 以下の通り、変更した期及び将来期間において、変更日におけるOCI累計額の残高を当期純利益に認識する。 <ul style="list-style-type: none"> • 企業が従来、実効金利法を適用していた場合、変更前と同じ仮定を用いて決定した実効金利を使用してOCI累計額の残高を当期純利益に認識する。 • 企業が従来、当期簿価利回りアプローチを適用していた場合、変更前と同じ仮定を用いて、OCI累計額の残高を当期純利益に引き続き認識する。 - 前期の比較情報を修正再表示しない。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
市場変動から生じる変動の分解 — 経済的ミスマッチのない直接有配当契約(続き)	<ul style="list-style-type: none"> - アプローチの変更が生じた期に、以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> • 変更の理由及び財務諸表の各項目に与える変更の影響 • 当期簿価利回りアプローチを適用しなくなった契約(以前は適用していた)の価値及び当期簿価利回りアプローチを適用することとなった契約(以前は適用していなかった)の価値 	
有配当契約に対する会計方針の選択	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎となる項目と経済的なミスマッチがない直接連動の有配当契約を含む有配当契約について、企業は、包括利益計算書における市場変数の変動から生じる変動の分解に関して、上述の通り会計方針の選択を行う。 	有
ミラーリング・アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公開草案で提案した有配当契約の測定のためのミラーリング・アプローチは、新たな保険契約に関する基準書では許容も要求もしない。 	有
移行		
移行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、遡及適用が実務上不可能である場合を除き、新しい保険契約に関する基準書をIAS第8号に準拠して遡及的に適用する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ ただし、変動手数料アプローチを適用する保険契約に組み込まれている保証の変動を当期純利益に認識するオプションを、企業は将来に向かって適用する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 簡素化された遡及アプローチの適用に関して、表示される最も早い期間の期首におけるリスク調整として当初認識時のリスク調整を見積ることに代えて、企業は表示される最も早い期間の期首におけるリスク調整にその時点までに予想されるリスク解放を調整してリスク調整を見積る。予想されたリスクの解放は、表示される最も早い期間に発行された類似の保険契約のリスク解放を参照して決定する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 完全な遡及適用が実務上不可能であるような環境では、市場変数の変動によりキャッシュフローの金額が変動する契約の保険投資費用(及びOCI累計額)を決定するアプローチは以下のように単純化される(「簡素化されたアプローチ」)。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険投資費用を原価ベースで当期純利益に表示することを目的とする契約については、企業は、最も古い市場変数の仮定を、最初に新しい保険契約に関する基準書を適用する際に生じる市場変数の仮定であるとみなす。したがって、新しい保険契約に関する基準書を最初に適用する時において、OCI累計額の残高はゼロとなる。 - 当期簿価利回りアプローチを適用する契約については、保険投資費用(または収益)は、企業が保有する項目について当期純利益に表示される利得(または損失)と同額かつ反対の符号となる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 簡素化された遡及アプローチの適用が実務上不可能な場合、公正価値アプローチを適用し、以下の事項を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> - 表示される最も早い期間の期首における保険契約の公正価値と履行キャッシュフローとの間の差異としてのCSM - 公開草案で提案された簡素化された遡及アプローチを適用し当初認識時の割引率を見積ることによって計算される当期純利益に認識する利息費用の損益と関連するOCI累計額 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
移行(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 簡素化された遡及アプローチや公正価値アプローチに従って測定された契約が存在する各表示期間においては、企業は以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 移行時及びその後の期間における算定した財務諸表上の金額 - 以下のアプローチを利用して測定された契約別に、公開草案のC8項で提案された情報 <ul style="list-style-type: none"> - 簡素化された遡及アプローチ - 公正価値アプローチ 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変動手数料アプローチを用いて会計処理する契約について、移行時に簡素化されたアプローチを適用する場合には、新たな保険契約に関する基準書の当初適用日現在のCSMを以下のように測定しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 基礎となる項目のリターンの公正価値全額から、以下を控除 <ul style="list-style-type: none"> - (発生済コストを反映する調整を行った後の)残存する契約提供に要するコスト純額の現在の見積額 - 過去の期間に提供したサービスに対する手数料の累計額(契約の全カバー期間に対する残存カバー期間の比較により算定する) 	有
移行規定－金融資産の分類及び測定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書きアプローチに基づき保険事業に関連する金融資産を識別するアプローチに合わせて、新たな保険契約に関する基準書への移行時における金融資産の管理に関する事業モデルの再評価を、企業が保険事業に関連するものとして指定した金融資産に対して適用することを企業に認める。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな保険契約に関する基準書への移行時における金融資産の管理に関する事業モデルの再評価、FVOに基づく金融資産の指定及び指定の取消、並びに資本性金融商品への投資のOCIでの表示の選択は、その基準書の当初適用時(すなわち、表示される最も早い期間の期首)に存在する事実及び状況に基づき行う。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 追加の移行規定を適用したことによる分類は遡及適用することとし、追加の移行規定を適用した結果金融資産の分類及び測定に変更が生じたことによる累積的影響額は、利益剰余金またはOCI累計額の期首残高で認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、移行規定を適用する金融資産の指定に関する方針を開示する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな保険契約に関する基準書の移行規定を適用した結果、金融資産の分類及び測定に変更があった場合には、企業は、金融資産の種類別に以下を開示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 当初適用を行う直前の測定区分及び帳簿価額 - 移行規定を適用したことによる新たな測定区分及び算定された帳簿価額 - 過去にFVOの指定をしたが今後はFVOの指定をしない金融資産の財政状態計算書上の金額(企業が指定の取消をしなければならないものと指定の取消を選択したものとを区別する) - 当初適用の結果分類が変更した金融資産に対して企業がどのように移行規定を適用したかを財務諸表利用者が理解することのできる以下のような定性的情報 <ul style="list-style-type: none"> • 金融資産のFVOの指定または指定の取消をした理由 • 企業が事業モデルの再評価に際して異なる結論を下した理由の説明 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
移行規定－比較情報の修正再表示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな保険契約に関する基準書の当初適用時に、企業は以下を行うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> － 企業は、保険契約に関する比較情報を修正再表示しなければならない。 － 企業が過去にIFRS第9号を適用していた場合には、新たな保険契約に関する基準書の適用時に金融資産に関する比較情報を修正再表示することが認められる(ただし、要求はされない)。なお、それが認められるのは、事後的判断を用いずに修正再表示が可能な場合のみであり、かつ企業が金融資産の分類及び測定に関する移行規定を適用することを選択している場合である。 	無 有
その他の論点		
CSMの当期純利益への認識	<ul style="list-style-type: none"> ■ CSMは、保険契約に基づくサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で保険カバー期間にわたって当期純利益へ認識する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ CSMが表すサービスとは、以下の保険カバーである。 <ul style="list-style-type: none"> － 時の経過に基づき提供される。 － 保有契約数の推移予想を反映する。 	有
固定料金のサービス契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は公開草案第7項(e)の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる(強制ではない)。 	有
重要な保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ重要な保険リスクが生じることを明確化するため、公開草案のガイダンスが修正される。 	有
ポートフォリオの移転及び企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ■ ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日に発行されたものとして会計処理することを明確化するため、公開草案の第43-45項が修正される。 	有
観察可能なデータがない場合の割引率の決定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、保険契約のキャッシュフローと同じ特徴を有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 割引率の決定にあたり、企業は以下の判断を行う。 <ul style="list-style-type: none"> － 観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観察可能なインプットに適切な調整を確実に行う。 － その状況において利用可能な最善の情報を用いて観察不能なインプットを設定する。利用可能な最善の情報以外の情報についても、市場参加者がそれらのインプットを評価する方法を反映するという目的と整合するようにする。したがって、観察不能なインプットは利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。 	有
再保険契約から生じる利得の非対称な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識後において、元受契約の将来キャッシュフローの見積りの変動が即時に当期純利益に認識される場合、当該変動により生じる再保険契約の将来キャッシュフローの見積りの変動は当期純利益に認識しなければならない。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
集約のレベル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することであるが、その目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約することができることを明確化する。 	無 ⁴
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約ポートフォリオの定義を修正し、「類似のリスクに対する補償を提供し、単一のプールで一緒に管理される契約」とする。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識時におけるCSMまたは損失を測定する際、企業は不利な契約を利益の出る契約と組み合わせることはないことを説明するガイダンスを追加する。当初認識時において、契約が不利であるか否かを決定するために、企業は事実及び状況を検討する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識後におけるCSMを測定する際、企業が契約を集約し、それが保険契約に関する基準書の目的に適合する方法についての例を提供する。 	有
項目の表示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、変動手数料アプローチを用いて測定した契約に関する項目を独立の科目で表示する必要はない。 	無
IFRS第15号の開示規定との比較可能性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、適用している実務上の便法を開示しなければならない。 	有
IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書との適用日の相違		
現行IFRS第4号の暫定的な改訂案－上書きアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第4号は改訂される。保険事業に関連する特定の資産について、企業は以下の差額を当期純利益から除外し、OCIに認識することが認められる。 <ul style="list-style-type: none"> － IFRS第9号のもとで当期純利益に認識される金額 － IAS第39号のもとで当期純利益に認識される金額 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調整は次に該当する企業にのみ適用される。 <ul style="list-style-type: none"> － IFRS第4号に基づいて会計処理される保険契約を発行する企業 － IFRS第4号とIFRS第9号を同時に適用する企業 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRSを初度適用する企業が上書きアプローチを適用することを禁止する。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提案される要求事項の適用日は、2018年1月1日以降開始する事業年度とする。IFRS第9号を早期適用する場合には、早期適用することができる。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書きアプローチには有効期限はない。 	N/A
上書きアプローチの適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下の両方の要件を満たす金融資産について、上書き調整を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> － IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約に関連する資産として、企業が指定する金融資産 － IFRS第9号のもとでFVTPL区分に分類されるが、IAS第39号のもとではFVTPLに分類されなかったであろう金融資産 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記金融資産の指定は、金融資産とIFRS第4号の適用範囲に含まれる契約の関係に変更が生じた場合にのみ見直される可能性がある。 	N/A

4 スタッフの見解では、この決定は既に公開草案に含まれている原則の明確化を意味する。しかし、公開草案の多くの回答者は異なる集約レベルの適用方法が不明確であるとコメントした。したがって、この明確化により、原則の適用が変更される可能性がある。

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無					
上書きアプローチ - 移行: アプローチの適用開始	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、IFRS第9号を最初に適用(早期適用を含む)する時にのみ、上書きアプローチの適用を開始することができる。上書きアプローチを適用せずにIFRS第9号を適用した企業は、事後的に上書きアプローチを適用することはできない。 	N/A					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書きアプローチは、IFRS第9号への移行時に、適格金融資産に対して遡及的に適用する。下記の差額に等しい金額を、OCI累計額の期首残高の調整として認識する。 <ul style="list-style-type: none"> - 適格資産の公正価値 - IFRS第9号への移行直前におけるIAS第39号に基づく償却原価または帳簿価額 	N/A					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第9号に基づいて比較情報を修正再表示する場合にのみ、上書きアプローチを反映するために比較情報を修正再表示する。 	N/A					
上書きアプローチ - 移行: アプローチの適用中止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新しい保険契約に関する基準書を適用する時に、上書きアプローチの適用を停止しなければならない。また、それよりも前に上書きアプローチの適用を停止することもできる。 	N/A					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書きアプローチの適用を停止する場合、OCIに累積された過年度の上書き調整額全額を、表示される最も早い報告期間の期首または上書きアプローチが最初に適用された報告期間の期首のうち、いずれか遅い時点で利益剰余金に振り替える。 	N/A					
上書きアプローチ - 金融資産の再指定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、金融資産が最初に適用要件を満たす時に、将来に向かって上書きアプローチを適用することができる。 	N/A					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金融資産が適用要件をもちや満たさない場合、上書きアプローチの適用を停止しなければならない。当該資産に係る上書き調整に関連するOCI累計額の残高は、直ちに当期純利益に振り替える。 	N/A					
上書きアプローチ - 表示及び開示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書き調整の金額は、当期純利益またはOCI、或いはその両方に単一の科目で表示する。企業は、上書き調整の金額を分解して当期純利益に表示することもできる。 	N/A					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書きアプローチを適用する企業は、各報告期間において、以下の開示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 上書き調整を行っている事実及び上書き調整が関連する金融資産 - 上書き調整を行う金融資産の決定に関する方針 - 各報告期間における上書き調整合計額の説明を、上書き調整がどのように行われているかを財務諸表利用者が理解できるような方法で開示する - 包括利益計算書における表示科目に対する上書き調整の影響(包括利益計算書において個別に識別していない場合) 	N/A					
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金融資産の移動及び金融資産の再指定について、下記の事項を開示する。 <table border="1" data-bbox="325 1727 1287 2009"> <tr> <td data-bbox="325 1727 799 1816">新たに上書きアプローチの適用範囲に含まれる金融資産</td> <td data-bbox="799 1727 1287 1816">上書きアプローチの適用範囲から除外される金融資産</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1816 799 1906">当期純利益及びOCIに計上される上書き調整額</td> <td data-bbox="799 1816 1287 1906">当期純利益及びOCIに計上されていたであろう上書き調整額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1906 799 2009"></td> <td data-bbox="799 1906 1287 2009">OCI累計額から当期純利益に振り替えられる上書き調整額</td> </tr> </table> 	新たに上書きアプローチの適用範囲に含まれる金融資産	上書きアプローチの適用範囲から除外される金融資産	当期純利益及びOCIに計上される上書き調整額	当期純利益及びOCIに計上されていたであろう上書き調整額		OCI累計額から当期純利益に振り替えられる上書き調整額
新たに上書きアプローチの適用範囲に含まれる金融資産	上書きアプローチの適用範囲から除外される金融資産						
当期純利益及びOCIに計上される上書き調整額	当期純利益及びOCIに計上されていたであろう上書き調整額						
	OCI累計額から当期純利益に振り替えられる上書き調整額						

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
現行IFRS第4号の暫定的な改訂－延期アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第4号の提供範囲に含まれる保険契約を発行する特定の企業に対してIFRS第9号の適用を延期するように、IFRS第4号は改訂される。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第9号を既に適用している企業は、IFRS第9号の適用を停止してIAS第39号を適用することはできない。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRSを初度適用する企業が延期アプローチを適用することを禁止する。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提案される要求事項の適用日は2018年1月1日以降開始する事業年度とする。IFRS第9号を早期適用する場合には、早期適用することができる。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 延期アプローチの有効期限は、遅くとも2021年1月1日以降開始する報告年度より後にはならない。2021年1月1日より後において、保険契約に関する基準書が未だ有効ではない場合には、企業は上書きアプローチの適用を選択することができる。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 延期アプローチの適用は、強制ではなく容認される。 	N/A
延期アプローチ－適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する企業は、保険契約の発行が当該報告企業の重要な活動である場合に、IFRS第9号の適用を延期することができる。IFRS第9号の適用延期は、報告企業が保有する金融資産のすべてについて適用される。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は次の項目に基づいて初めに保険事業が重要であるか否かを評価することが要求される。 <ul style="list-style-type: none"> － IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債の総額が、 － IFRS第9号の適用を延期しなかったならば最初にIFRS第9号の適用が要求される日の負債総額に占める重要性 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険事業が重要であるか否かの評価において定量的な閾値はないが、IFRS第4号の改訂の結論の根拠において、企業の保険事業が重要ではないとみなされるレベルを示す事例が含まれる。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、企業の重要な活動に変化をもたらす可能性のある企業構造の明らかな変化が生じた場合に、次の年次報告日において保険事業が重要な活動であるか否かを再評価しなければならない。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再評価の結果、保険事業がもはや重要ではないと判断した場合には、下記の事項が要求される。 <ul style="list-style-type: none"> － 翌期首からIFRS第9号を適用しなければならない。 － 再評価を行った報告期間に以下を開示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> • 企業はもはや延期アプローチに適格ではない旨 • 適格ではない理由 • 重要という要件を満たさなくなる原因となった事業構造の変化の生じた日 	N/A
上書きアプローチ－開示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 延期アプローチを適用する企業は以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> － IFRS第9号の適用の延期を選択している旨 － 延期の適用要件をどのように満たすのかに関する説明 － 金融資産の性質及び信用度に関する情報 	N/A

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
上書きアプローチ —移行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 延期アプローチを適用する場合、要求される開示を提供するために必要な範囲で、IFRS第9号の移行規定を利用する。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 延期アプローチを適用する企業は、新しい保険契約に関する基準書の適用日より前に、延期アプローチの適用を停止することができる。新しい保険契約に関する基準書を初めて適用する事業年度の期首からは、IFRS第9号を適用する必要がある。 	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第9号を初めて適用する場合、IFRS第9号の移行規定に従う。延期アプローチのもとで要求される開示は不要となる。 	N/A

マイルストーンと今後のスケジュール

2007年5月、IASBはディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表した。また、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7。以下、「公開草案」という)を発行し、保険契約の改訂案を再公開してコメントを求めた。

2014年1月から、IASBは公開草案を通して挙げられた問題点について再審議を行っている。

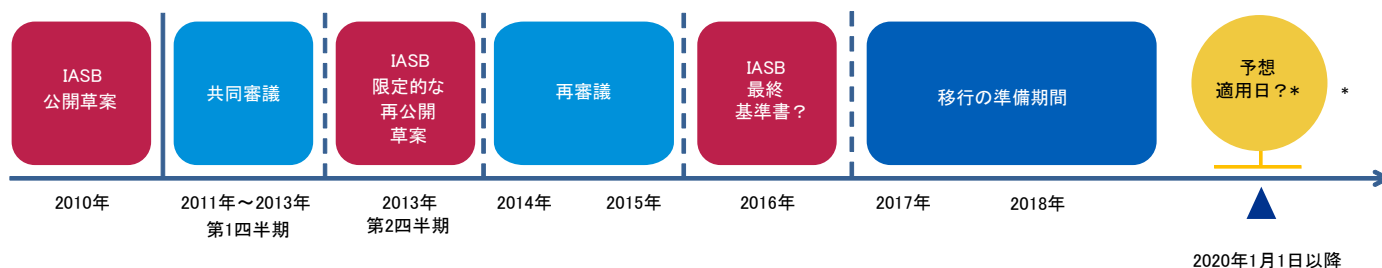
その他の基準書との関係

IASBはその検討過程において、保険契約の会計が他の既存または将来の基準と整合しているかについても検討しており、その中には新しい収益認識に係る基準書(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」⁵⁾)が含まれている。

IASBは、IFRS第9号⁶⁾が保険者の投資の大部分をカバーすることから、IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書がどのように関係するかも検討した。2015年12月には、IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書との適用日の相違がもたらす結果の一部に対処するため、IASBはIFRS第4号の改訂に関する公開草案を公表する見込みである。

⁵ IFRS最終基準書の詳細 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及び「IFRS最新提案の解説: 公開草案「IFRS第15号の明確化」」を参照。

⁶ IFRS最終基準書の初見分析 IFRS第9号「金融商品」を参照。



* 保険契約に関する最終基準書の強制適用日は、同基準書が発行されてから概ね3年経過後となる見込みである。IASBスタッフは、基準書の2016年末までの発行を見込んでいる。強制適用日については、有配当契約のモデルに関する再審議が完了した後に検討する予定である。

KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

KPMGの出版物	
1	IFRS Newsletter: Insurance (issued after IASB deliberations)
2	New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)
3	Challenges posed to insurers by IFRS 9's classification and measurement requirements
4	Evolving Insurance Regulation: The journey begins (March 2015)

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報(IASBの保険の提案に関するKPMGの出版物を含む)は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。また、本ニュースレターではFASBの保険契約プロジェクトの動向について取り上げていませんが、ウェブサイトでは2014年2月以降のFASBの保険契約に関する情報も掲載されています。2014年2月以降のFASBの保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、[Issues&Trends in Insurance](#)をご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)及びFASBのウェブサイトには、ボード会議の概要、会議配布資料、プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2015年11月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS 保険ニュースレター (IFRS – Insurance Newsletter) は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。